

平成30年9月5日

緊急時対策支援システム（ERSS）の伝送停止について

原子力規制庁は、平成30年9月5日午前6時19分、日本原燃株式会社（以下、「日本原燃」という。）六ヶ所再処理工場に係る緊急時対策支援システム（以下、「ERSS」という。）のプラント情報表示システム（ ）において、同日午前5時50分以降のデータ伝送の一部停止が発生していることを確認しました。

直ちに、日本原燃に対してシステム復旧を要請するとともに、システムの復旧までの間のプラントパラメータ情報は電話、FAX又は電子メール等の手段により原子力規制庁に送付するよう要請しました。

その後、日本原燃から、データ伝送一部停止の原因は、日本原燃内のネットワーク上の機器に不具合が発生したことによるものと推定したとの連絡がありました。

原子力規制庁は、日本原燃の復旧作業後、ERSSへ送信されたデータが問題なく受信できることを確認し、同日午前10時29分からERSSへの伝送が復旧したことを確認しました。経過については別紙のとおりです。

なお、本件は、原子力施設のトラブルに関するものではありません。

再処理施設内の圧力や温度等のプラント情報をモニタに表示するためのシステムのこと。

原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室

室長：金子

担当：村田、小林

電話：03 - 5114 - 2121

< 概要 >

- 1 . 原子力規制庁が行う伝送確認作業において、平成30年9月5日午前6時19分に日本原燃六ヶ所再処理工場に係るE R S Sのプラント情報表示システムにおいて、同日午前5時50分以降のデータ伝送の一部が停止していることを確認。
- 2 . 原子力規制庁は、日本原燃に対しシステム復旧を要請するとともに、システムの復旧までの間のプラントパラメータ情報は電話、F A X又は電子メール等の手段により原子力規制庁に送付するよう要請（以降、継続して情報を入手）。
- 3 . 日本原燃の伝送ネットワーク等において次の事実関係を確認。
 - ・ 当直長用業務支援計算機（ 1 ）から緊急時データ収集システム（ 2 ）との間のデータを伝送するネットワーク上の機器（ 3 ）の故障により、E R S Sへの伝送が停止。

（ 1 ） 当直長用業務支援計算機：再処理工場内の運転データを収集している計算機

（ 2 ） 緊急時データ収集システム：運転データ、放射線管理データ、環境データ等を収集し、E R S Sへ伝送するための計算機

（ 3 ） ネットワーク上の機器：ハブと呼ばれる通信機器の一種
- 4 . その後、伝送復旧に向けた経緯は以下のとおり。
 - 同日午前10時29分 日本原燃が、故障した機器の取換えを実施。その後、データ伝送の再開を確認
 - 同日午前10時36分 原子力規制庁は、同日午前10時29分からデータ伝送が再開したことを確認
 - 同日午前10時41分 日本原燃が、データ伝送の再開を原子力規制庁へ連絡
- 5 . 同日午前10時36分、原子力規制庁は、日本原燃六ヶ所再処理工場からのデータが、同日午前10時29分より問題なく伝送されていることを確認。

以上